

視覚障害のあるお客様の窓口振込手数料について

千葉県では、「障害のある人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、誰もが暮らしやすい社会づくりを推進しております。

当組合においてもその一環として、視覚障害のあるお客様が窓口にてお振込みをする際には、手数料を ATM における振込手数料と同額に引き下げさせていただきますので、ご案内申し上げます。

[振込手数料]

◆視覚障害のあるお客様の振込手数料◆

			他行	当組合本支店間
窓口	電信扱	3万円未満	420円	105円
		3万円以上	630円	315円

※上記手数料でご利用いただく場合は、「障害者手帳」をご提示いただきます。

◆現行◆

			他行	当組合本支店間
窓口	電信扱	3万円未満	525円	210円
		3万円以上	735円	420円
ATM	3万円未満		420円	105円
	3万円以上		630円	315円